



平成 19 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 若築建設株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 福島 章雄  
(コード番号 1888 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 執行役員総務部長 長谷川 洋一  
TEL (03) 3492 - 0271

### 建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

このたび、当社は防衛施設庁発注の特定土木・建築工事の入札に関して、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、両命令が確定したことに伴い、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき国土交通省関東地方整備局長より、平成 19 年 9 月 25 日付で、下記の通り営業停止処分を受けましたのでご報告いたします。

当社は、今回の処分を厳粛に受けとめ、法令遵守の徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいり所存であります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 停止の対象となる営業の範囲

土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

#### 2. 期 間

平成 19 年 10 月 9 日から平成 19 年 11 月 7 日までの 30 日間

以 上